

総-9-6

24.5.28

文部科学省

事務連絡
平成24年5月22日

各国公立大学事務局
各国公立高等専門学校事務局
各大学共同利用機関法人事務局
各施設等機関事務局
各特別の機関事務局
公立学校共済組合事務局 御中
日本私立学校振興・共済事業団事務局
各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
各独立行政法人事務局

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

平成24年度「家族の日」「家族の週間」への協力依頼について

子ども・子育て支援の推進については、かねてより格段のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、生命を次代に伝え育んでいくことや、家族の大切さ、家族を支える地域の力に対する国民の理解を深めることを目的として、平成19年度より「家族の日」「家族の週間」を定め、普及啓発に取り組んでまいりました。

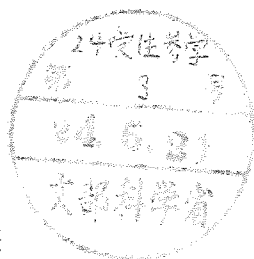
本年度におきましても、子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、国、地方公共団体、関係団体等の幅広い連携協力の下で、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図るため、「家族の日」及び「家族の週間」を定めるとともに、各種の行事の開催や国民への呼びかけなどの取組を推進していくこととされました。

このたび、内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長より各省庁に対して、別添のとおり関係機関等への周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

都道府県私立学校主管課及び都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては、その所轄及び所管の学校並びに域内の市（区）町村教育委員会に対し、また、国立大学事務局におかれては、その管下の学校に対し周知いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
家庭教育支援室 大城、岩井
TEL：03-5253-4111（内線2927）
FAX：03-6734-3719



府子第 192 号
平成 24 年 5 月 10 日

文部科学省生涯学習政策局長 様

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長

平成 24 年度「家族の日」「家族の週間」への協力依頼について

子ども・子育て支援の推進に当たりましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、内閣府では、生命を次代に伝え育んでいくことや、家族の大切さ、家族を支える地域の力に対する国民の理解を深めることを目的に、平成 19 年度より「家族の日」「家族の週間」を定め、普及啓発に取り組んでまいりました。

平成 24 年度におきましても、子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、国、地方公共団体、関係団体等の幅広い連携・協力の下で、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図るため、別添のとおり、平成 24 年度「家族の日」「家族の週間」実施要綱を決定いたしました。

つきましては、貴省におかれましても、引き続き、「家族の日」「家族の週間」の実施に連携・協力いただきますようお願いいたします。

また、貴省管下の関係機関・団体等に対しても、本件について御周知いただきますようお願いいたします。

(本件連絡先)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付

少子化対策担当 三浦、安岡

TEL: 03-3581-9721

FAX: 03-3581-0992

E-mail: mitsue.miura@cao.go.jp

chisa.yasuoka@cao.go.jp

平成24年度「家族の日」「家族の週間」実施要綱

平成24年4月23日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

子どもと子育てを応援する社会の実現のためには、子どもを大切に、社会全体で子育てを支え、個人の希望がかなえられるバランスの取れた総合的な子育て支援を推進していく必要がある。

このため、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）において、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会」を目指し、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めることとし、「家族の日」（11月の第3日曜日）や「家族の週間」（家族の日の前後1週間）等を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解の促進を図ることとされたところである。

また、内閣府では、平成19年度から、「家族の日」「家族の週間」を定め、この期間を中心として、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さを呼び掛けてきたところである。

これらを踏まえ、平成24年度においても、地方公共団体、関係団体等と幅広く連携・協力し、行事の開催や啓発の実施などの取組を行うこととする。

2 実施時期

平成24年度の「家族の日」及び「家族の週間」を次のとおり定める。ただし、地方公共団体、関係団体等、各々の実施主体が実施する事業は、それぞれ適切な時期に行う。

(1) 家族の日

平成24年11月18日(日)

(2) 家族の週間

平成24年11月11日(日)から24日(土)まで

3 実施体制

総務省、文部科学省、厚生労働省等の関係省庁と連携を図りつつ、内閣府において事業を実施する。また、地方公共団体及び関係団体等に対しても連携・協力を呼び掛ける。

4 主な実施事項

(1) 大会の開催

地方公共団体等の協力を得て、「家族の日」に合わせて、家族や地域の大切さ等について呼び掛けるための全国大会を開催する。

(2) 表彰の実施

家族や地域の大切さ等に関する作品を募集し、優秀作品について表彰を行う。

(3) 関係省庁、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力

関係省庁、地方公共団体及び関係団体等に対し、地方公共団体の「家庭の日」など各主体が実施する事業等を通じて、本事業と積極的な連携・協力を図るよう呼び掛ける。

5 その他

- (1) より効果的に事業を実施する観点から、必要に応じ連絡の場を設けるなど、関係省庁、地方公共団体及び関係団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。
- (2) この要綱に定めるもののほか、「家族の日」「家族の週間」に関し必要な事項は、内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長が定めるものとする。